

提言

21世紀の
国家安全保障
と
インテリジェンス構想
【統括組織編】

日本維新の会
安全保障調査会
インテリジェンス分科会

提言

国家安全保障とインテリジェンス構想

【統括組織編】

令和 8 年 3 月 2 日
日本維新の会
安全保障調査会
インテリジェンス分科会

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第 1 部 現状認識..... | 4 |
| 第 1 章 国家安全保障におけるインテリジェンスの位置付け..... | 4 |
| 第 2 章 インテリジェンスとは..... | 6 |
| 第 1 節 インフォメーションとインテリジェンス..... | 6 |
| 第 2 節 インテリジェンス・パワーとインフォメーション・パワー..... | 6 |
| 第 3 節 インテリジェンスと政策..... | 7 |
| 第 4 節 インテリジェンス・サイクル..... | 7 |
| 第 5 節 インテリジェンスの機能・領域・手法..... | 8 |
| 第 6 節 インテリジェンスと同盟..... | 10 |
| 第 7 節 インテリジェンスと民主主義..... | 11 |
| 第 3 章 我が国のインテリジェンス・コミュニティ..... | 12 |
| 第 1 節 内閣情報官・内閣情報調査室..... | 12 |
| 第 2 節 内閣情報会議・合同情報会議..... | 16 |
| 第 3 節 内閣衛星情報センター..... | 16 |
| 第 4 節 警察庁警備局..... | 17 |
| 第 5 節 外務省国際情報統括官組織..... | 18 |
| 第 6 節 法務省公安調査庁..... | 19 |
| 第 7 節 防衛省情報本部..... | 20 |
| 第 8 節 国際テロ情報収集ユニット..... | 22 |
| 第 9 節 監督機関..... | 23 |
| 第 4 章 国家秘密に関する現状..... | 24 |
| 第 1 節 国家秘密に対する防諜法規..... | 24 |
| 第 2 節 国家秘密の指定の範囲..... | 25 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第2部 21世紀の国家安全保障とインテリジェンス構想（組織編） | 26 |
| 第1章 統括組織 | 27 |
| 第1節 国家情報会議の創設 | 27 |
| 第2節 国家情報局長・国家情報局の創設 | 31 |
| 第2章 個別組織 | 33 |
| 第1節 対外情報庁の創設 | 33 |
| 第2節 省庁横断的な情報要員養成機関の創設 | 33 |
| 第3節 監督機関の強化 | 33 |
| 第3部 21世紀の国家安全保障とインテリジェンス構想（活動編） | 35 |
| 第1章 手法 | 35 |
| 第1節 SIGINT | 35 |
| 第2節 HUMINT | 35 |
| 第3節 OSINT | 35 |
| 第4節 GEOINT | 36 |
| 第2章 法律 | 36 |
| 第1節 情報活動基本法 | 36 |
| 第2節 防諜法規と秘密管理 | 36 |
| 第3節 外国代理人登録法 | 37 |
| 第4節 ロビー活動公開法 | 37 |
| 第4部 おわりに | 38 |

第1部 現状認識

第1章 国家安全保障におけるインテリジェンスの位置付け

古来より、インテリジェンスは、国家安全保障の不可欠な一角を占めている。

それは、古代の兵法書『孫子』の格言にも現れている。「彼れを知りて己れを知れば、百戦して殆うからず」¹の格言は、まずは相手を知ることから国家安全保障が始まることを説く。その上で、「百戦百勝は善の善なる者に非ざるなり。戦わずして人の兵を屈するは善の善なる者なり」²の格言は、情報優勢を取り、戦わずして相手を屈する重要性を説いている。また、「三軍の親は間より親しきは莫く、賞は間より厚きは莫く、事は間より密なるは莫し」³の格言は、国家安全保障の広い営みの中で、インテリジェンスが如何に重要かを強調するものである。

国力発露の手段は、「DIME」(Diplomacy, Information, Military, Economy) に集約される。外交、情報、軍事、経済の4つである。大東亜戦争後の我が国は、吉田ドクトリンに基づく「軽武装・経済重視」の路線を歩んできた。要するに、DIMEのうち、外交(D)と経済(E)に重きを置き、情報(I)と軍事(M)を劣位に置いてきたと言える。

しかし、国際安全保障環境の変化に伴い、朝鮮戦争勃発後の逆コースから始まり、自衛隊創設、60年安保改定、湾岸戦争後から21世紀初頭の有事法制整備、第二次安倍政権の平和安全法制に至るまで、依然不十分であるものの、軍事(M)面での改革が進められてきた。軍事(M)面での更なる能力向上の加速化を図るため、令和7年9月18日、我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』を公表し、憲法9条改正に加え、同盟構想を含む国防構想の更新を提唱した。

令和7年は、戦後80年という節目の年であった。80年にわたる我が国の戦後の歩みの中で、我が国が、国力発露の手段のうち最も軽視してきたのが、情報(I)である。中核たる国家機能の一部に欠缺があったと言わざるを得ない。

然るに、我が国における情報(I)の軽視は、戦後80年の歩みだけではない。

¹ 原文：知彼知己者、百戦不殆。現代語訳：敵情を知って身方の事情も知っておれば、百たび戦っても危険がな(い)。(金谷治訳註(2000)、『孫子』・岩波書店。)

² 原文：百戦百勝、非善之善者也、不戦而屈人之兵、善之善者也。現代語訳：百たび戦闘して百たび勝利を得るというのは、最高にすぐれたものではない。戦闘しないで敵兵を屈服させるのが、最高にすぐれたことである。(金谷治訳註(2000)、『孫子』・岩波書店。)

³ 原文：三軍之事、莫親於間、賞莫厚於間、事莫密於間。現代語訳：全軍の中での親近さでは間諜が最も親しく、賞与では間諜のが最も厚く、仕事では間諜のが最も秘密を要する。(金谷治訳註(2000)、『孫子』・岩波書店。)

情報軽視、兵站軽視、科学的思考方法軽視、戦略無しという特徴は、戦前及び戦中に見られる我が国の「悪しき伝統」であったとされている⁴。情報部門が作戦部門に対して劣後し、「作戦重視・情報軽視」という組織風土の下、情報収集及び分析よりも精神力、現場判断及び経験則等が重視され、不都合な情報（敵戦力、補給状況及び国力差等）は無視、過小評価又は握り潰しされ易かったと言われている。国土の荒廃にまで至った、我が国敗戦の一因である。

昨今の国際安全保障環境の悪化は、情報（I）の軽視を許さない。

従来から存在する中朝同盟に加え、令和6年には露朝同盟が締結され、中露協商という状態が成立しているなど、我が国に対して非友好的かつ核保有国である中国、北朝鮮及びロシアの大陸国家群が連携を深化させ、脅威が増大している⁵。

我が国にとり、21世紀における最大の外部環境の変化は、中国の台頭及び外洋への進出である。同盟国及び同志国との連携を通じて我が国の安全保障を確保するためには、国力発露の手段で欠落している情報（I）面の強化、即ち、国家の羅針盤たるインテリジェンスに関する国家機能を強化し、我が国の「悪しき伝統」を克服することが必須である。

⁴ 戸部良一他（1984）．『失敗の本質 日本軍の組織論的研究』．ダイヤモンド社．

⁵ 日本維新の会 憲法改正調査会・安全保障調査会（2025年）．『21世紀の国防構想と憲法改正』．

第2章 インテリジェンスとは

第1節 インフォメーションとインテリジェンス

「情報」という日本語には、「**インフォメーション**」(Information)と「**インテリジェンス**」(Intelligence)という二つの異なる概念が含まれている。

米軍統合ドクトリンは、インテリジェンスを以下のように定義している⁶。

インフォメーションは、それ単体でも、指揮官にとって有用かもしれない。しかし、当該インフォメーションが、作戦環境に関する他のインフォメーションと関係したり、過去の経験と照らし合わせて考慮されたりする時には、当該インフォメーションに関する新たな理解が生起する。これをインテリジェンスと言う。

即ち、インフォメーションは事実に関する単純なありのままの知識のことであり、インテリジェンスとはその事実が指し示す意味に関する分析された知識のことであり、それを知覚した主体が次の行動に移るための判断の源となる知識のことである⁷。

例えば、「目の前の信号機が青である」という知識はインフォメーションであり、「青信号は道路を横断して良いということである。したがって、目の前の道路を横断しても良い」という分析された知識がインテリジェンスである。そのインテリジェンスを以て「道路を渡る」という判断を行ない、実際に道路を渡るという行動を生起する⁸。

第2節 インテリジェンス・パワーとインフォメーション・パワー

国力発露の手段は、「DIME」(Diplomacy, Information, Military, Economy)に集約されると述べた。このDIMEの構成要素として、「Intelligence」ではなく「Information」である点が、昨今、重要度を増している。

昨今、国際社会では影響工作(Influence operation、非公然活動の一種)の脅威が高まっている。例えば、2016年以來の米国大統領選挙に対するロシアの影響工作(SNS上の偽情報拡散やインフルエンサー工作)や、我が国における選挙に対して

⁶ Joint Chiefs of Staff (2013). 「Joint Publication 2-0 – Joint Intelligence」.

⁷ 阿部圭史 (2021年). 『感染症の国家戦略 日本の安全保障と危機管理』. 東洋経済新報社.

⁸ 同上

も存在したと言われている外国の影響工作は、民主主義の根幹たる選挙結果を左右する可能性のあり、深刻な脅威である。

選挙期間に限らず、平時から、情報空間、特に SNS 上で、外国勢力が Bot 等を使用して偽情報等を発信及び拡散するといった影響工作を行い、人々の認知及び行動に影響を与えるなど、いわゆる認知戦の烈度が増している。有事における烈度の上昇を言うまでもなく、例えばロシアのウクライナ侵略に伴う戦争は、認知戦及び情報戦の観点から特筆すべき事案である。

このように、通常のインテリジェンスを超えて、インフォメーションそのものを武器として使用する事案が激増していることに鑑み、各国のインフォメーション・パワー、認知戦能力の向上が問われる時代となった。

我が国も例外ではない。

第3節 インテリジェンスと政策

インテリジェンスの最も重要な機能は、政策決定プロセスを「支援」することである⁹。そのためには、インテリジェンスに恣意性が介入することを防ぎ、客観性を担保することが必要となる。歪曲したインテリジェンスで、政策決定者の意思決定を誤らせてはならない。したがって、このような「**インテリジェンスの政治化**」(Politicized intelligence)を防ぐ仕組みが必要である。具体的には、情報部門と政策部門の分離が必要となる。

その上で、情報部門と政策部門が緊密に連携するためには、その結節点が不可欠である。我が国では、内閣情報会議、合同情報会議及び内閣情報調査室が、その結節点としての役割を果たしている。

現在、我が国の国家安全保障領域における情報部門の代表者は内閣情報調査室であり、政策部門の代表者は国家安全保障局である。両者とも、内閣官房に位置し、インテリジェンス及び政策という両輪を担いながら、国家の指導者たる内閣総理大臣の「**決心**」(意思決定)を支援している。

第4節 インテリジェンス・サイクル

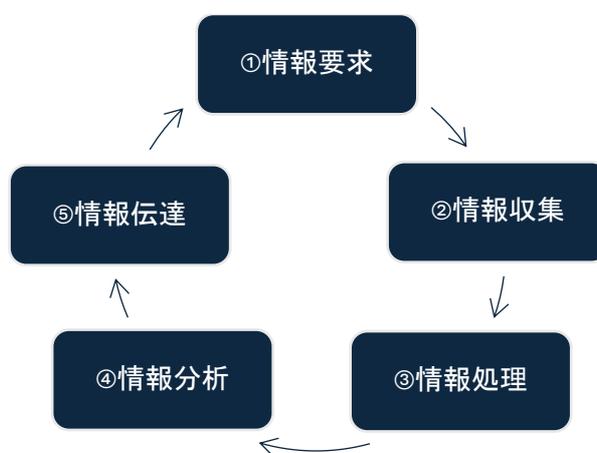
国家の指導者は、国家安全保障政策を遂行するにあたり、インテリジェンスを通じて初めて国際情勢を理解し、判断し、政策を次の段階に進めることができる。

⁹ 小林良樹 (2014) . 『インテリジェンスの基礎理論 (第二版)』 . 立花書房.

したがって、情報部門の役割は、目標を達成するために、国家の指導者に対して「決心」の根拠となるインテリジェンスを提供し、指導者の円滑な国家経営を支援することである。この情報の獲得と提供のプロセスは、平時においても有事においても行われる終わりなき道程である。

即ち、インテリジェンス活動とは、「**インテリジェンス・プロバイダー**」(Intelligence Provider)である情報部門による、「**インテリジェンス・カスタマー**」(Intelligence Customer)である国家の指導者又はそれを支援する政策部門に対する不断のサービス活動である。一般的に、この一連のプロセスを「**インテリジェンス・サイクル**」(Intelligence Cycle)という。インテリジェンスサイクルは、以下の5つのステップで構成される。

- ① 情報要求 (Intelligence requirement)
- ② 情報収集 (Information collection)
- ③ 情報処理 (Information processing)
- ④ 情報分析 (Intelligence analysis)
- ⑤ 情報伝達 (Intelligence dissemination)



第5節 インテリジェンスの機能・領域・手法

一般的に、インテリジェンスは、機能×領域で表される。

機能 (Function) は、①諜報 (Intelligence collection)、②防諜 (Counter-intelligence)、③非公然活動 (Covert action) の3つに分類される。

また、**領域 (Domain)** として、非軍事領域 (Civil intelligence) 及び軍事領域 (Military intelligence) が存在し、非軍事領域は、担当する地理的範囲

(Geographic orientation) 別に、対外インテリジェンス (Foreign intelligence) 及び対内インテリジェンス (Domestic intelligence) が存在する。

更に、インテリジェンスに関する主な**手法 (Discipline)** は、HUMINT (人的情報)、SIGINT (通信・電波情報)、IMINT (画像情報)、MASINT (測定・特性情報)、TECHINT (技術情報)、OSINT (公開情報) 等が挙げられる¹⁰。

| | | 領域 (Domain) | | |
|------------------|---------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|
| | | ①非軍事 (Civil intel) | | ②軍事 (Military Intel) |
| | | 対外 (Foreign intel) | 対内 (Domestic intel) | |
| 機能 (Function) | ①諜報 (Intel collection) | | | |
| | ②防諜 (Counter- intel) | | | |
| | ③非公然活動 (Covert action) | | | |

国家作用としてのインテリジェンスは、上記の**3機能×2領域**を包括的に有することが国際標準である。戦後の我が国は、これらを総合的に強化することを怠ってきたが、昨今、この国家機能の欠缺状態を回復するうねりが大きくなっている。

2014年に施行された「特定秘密保護法」や、昨今議論が巻き起こっている「スパイ防止法」と形容されるものは、②防諜に係る「防諜法規」の一分野である。また、本年に制定されたサイバー対処能力強化法及び同整備法に基づく「能動的サイバー防御」(Active Cyber Defense) も、防諜施策の一つと言える。

インテリジェンス改革に関する本提言も、上記うねりの一環である。

¹⁰ HUMINT (Human Intelligence、人的情報)、SIGINT (Signals Intelligence、通信・電波情報)、IMINT (Imagery Intelligence、画像情報)、MASINT (Measurement and Signature Intelligence、測定・特性情報)、TECHINT (Technical Intelligence、技術情報)、OSINT (Open Source Intelligence、公開情報) に加え、SIGINTの下位分類としてCOMINT (Communications Intelligence、電話・無線・インターネット通信) やELINT (Electronic Intelligence、レーダーや軍事用電子装置の信号) が、IMINTの下位分類として、GEOINT (Geospatial Intelligence、地理情報) が挙げられる。

第6節 インテリジェンスと同盟

リアリズムの視座に基づき国家安全保障を論じるとき、「永遠の同盟というものはなく、永遠の敵というものもない。国益のみが永遠であり、追求する責務を負うものである」という英国パーマストン首相の言葉は、インテリジェンスの世界でも有用である。

英国保安局（SS: Security Service、通称 MI5）の歴史家であるクリストファー・アンドリューは、インテリジェンスの世界には、以下のような格言があると述べている¹¹。

“There are no friendly [intelligence] services;
there are only the [intelligence] services of friendly powers.”

（友好的な情報機関というものはない。あるのは、友好国の情報機関だけである。）

我が国のインテリジェンス関係者曰く、「情報の世界にも同盟はある」¹²。その上で、上記の格言に照らせば、1987年、米国のロナルド・レーガン大統領が、ソ連のミハイル・ゴルバチョフ大統領と中距離核戦力全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty: INF）を締結した調印式の際に述べた以下の言葉が、同盟国間のインテリジェンスの世界にも当てはまると言える。

“Trust, but verify.”

（信頼するが、検証せよ。）

我が国の安全保障政策の中で、特に核政策については、我が国は同盟国たる米国の「核の傘」の下にある。核不拡散体制の中で、このような拡大核抑止政策は、我が国にとり、死活的に重要である。しかし、我が国のインテリジェンス関係者曰く、我が国のインテリジェンスも米国の「情報の傘」の下にあるという¹³。それは決して、望ましい状態ではない。

¹¹ Andrew, C. (1977). Whitehall, Washington and the Intelligence Services. *International Affairs*, 53(3), 390-404.

¹² 日本維新の会 安全保障調査会 インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース

¹³ 外薗健一郎他（2025）. 『官民軍インテリジェンス』. ワニブックス.

インテリジェンス能力は、究極的には、自国で担保せねばならない。また、同盟国及び同志国からもたらされたインテリジェンスを検証するためにも、上記の**3機能×2領域**のインテリジェンス能力を総合的に有することが必要である。

第7節 インテリジェンスと民主主義

民主主義国家においては、インテリジェンス機関に対する民主的統制を確保することが不可欠である。インテリジェンスは、その活動の性質上、極めて秘匿性の高いものである。一方、民主主義国家においては、政府の如何なる活動も、主権者たる国民への説明責任が要求され、情報公開は重要である。しかし、必要以上の情報公開は、国家そのものを弱体化し、危険に晒す可能性が高い。

インテリジェンス活動と民主主義国家は相反する特性を有しているため、インテリジェンスに対する民主的統制の確保においては、**自由 (Liberty) と安全 (Security) の相剋**が核心的命題である。即ち、緊張関係にある両者のバランスを如何に制度的に管理するか (**自由と安全の制度的均衡**) が焦点となる。具体的には、如何なる**監督機関 (Oversight)** を設置するかが重要である。

一般的に、監督機関は立法府及び行政府に設置される。

立法府には、インテリジェンスに関する委員会が設けられ、秘密情報に関するクリアランスを取得した国会議員が政府のインテリジェンス活動全般を監督する責務を負う。

行政府には、監察官等が設けられ、各行政機関の内部でインテリジェンス活動全般を監督している。

第3章 我が国のインテリジェンス・コミュニティ

我が国のインテリジェンス・コミュニティは、内閣情報調査室を中心に、警察庁警備局、外務省国際情報統括官組織、法務省公安調査庁及び防衛省情報本部で構成される「コア4省庁」に加え、拡大コミュニティとして、財務省、金融庁、経済産業省、海上保安庁が存在している。これら以外にも、国家秘密及び産業秘密等に係わる関係省庁は多岐にわたっている。



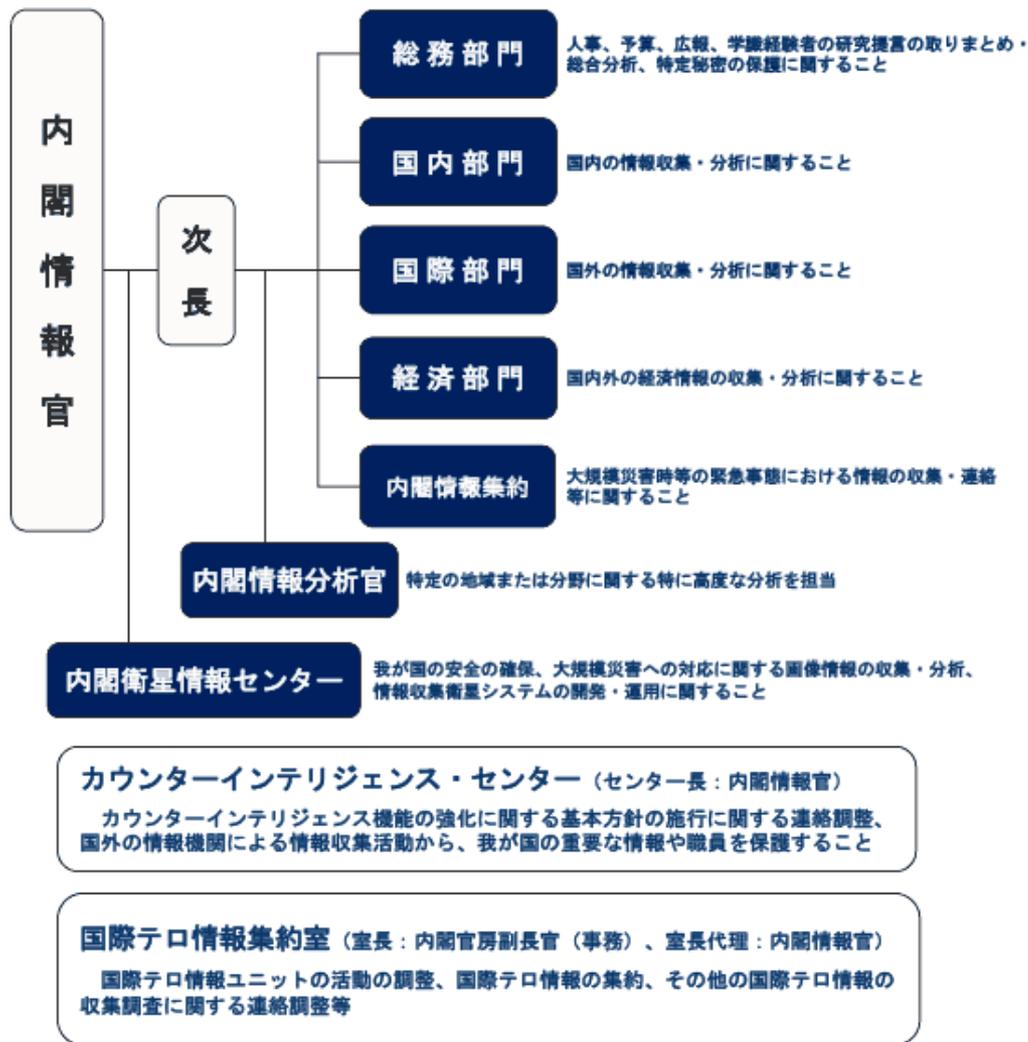
第1節 内閣情報官・内閣情報調査室

内閣情報官は、以下の役割を有している¹⁴。

- (1) 内閣情報調査室の長
- (2) インテリジェンス・コミュニティの代表者（「連絡調整」権限はあるが、「総合調整」権限はなし）
- (3) 政策決定者とインテリジェンスの結節点としての役割
- (4) 内閣総理大臣官邸高官へのアドバイザー
- (5) 同盟国及び同志国との安全保障協力におけるインテリジェンス領域の下支え

¹⁴ 北村滋（2025）．『国家安全保障とインテリジェンス』．中央公論新社．

図：内閣情報調査室の組織図¹⁵



(1) 内閣情報調査室の長

内閣情報官の権限について、法的には内閣法^{16, 17}が定めるとおり、内閣情報官は、内閣の重要政策に関する情報関係事務を掌理し、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監に従属するスタッフと定められている。

¹⁵ 内閣官房の組織図（内閣情報調査室） <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jyouhoutyousa.html>

¹⁶ 内閣法第 19 条第 2 項

内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第 12 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第 12 条第 2 項第 6 号に掲げる事務を掌理する。

¹⁷ 内閣法第 12 条第 2 項第 6 号

内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

同時に、内閣官房組織令第4条第2項¹⁸が定めるとおり、内閣情報官は、内閣情報調査室の長として、その事務を掌理する。

また、内閣情報官が率いる内閣情報調査室は、内閣官房組織令第4条が定めるとおり、以下の役割を有している。

- ① 内閣の重要政策に関するインテリジェンスに係る事務。（各行政機関のインテリジェンスについては、「連絡調整」を行う。「総合調整」ではない。）
- ② 特定秘密の保護に関する事務（「総合調整」権を有する。）

(2) インテリジェンス・コミュニティの代表者

内閣情報調査室は、総理官邸直属の情報機関として、政府のインテリジェンス・コミュニティを代表する機関としての役目を果たしていると同時に、対外的にも我が国のインテリジェンス・コミュニティを代表する機関として認識されている。

一方、内閣官房組織令第4条が定めるとおり、内閣情報調査室のインテリジェンス・コミュニティに対する権限は、あくまで「連絡調整」であって、「総合調整」ではない。行政的な観点からの両者の違いは、以下のとおりである。

表：連絡調整と総合調整の違い

| | 連絡調整 | 総合調整 |
|----|-----------|-----------|
| 機能 | 情報の橋渡し・整合 | 政策・方針の統合 |
| 権限 | 弱い（非命令的） | 強い（実質的指揮） |

¹⁸ 内閣官房組織令第4条

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であって内閣の重要政策に係るものの**連絡調整**に関する事務を含む。）
- 二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）
 - イ 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する**企画及び立案並びに総合調整**に関する事務
 - ロ 閣議に係る重要事項に関する**企画及び立案並びに総合調整**に関する事務
 - ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる**企画及び立案並びに総合調整**に関する事務
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な**企画及び立案並びに総合調整**に関する事務

2 内閣情報官は、内閣情報調査室の事務を掌理する。

要するに、「連絡調整」権限は各情報部門を横串で接続するに過ぎない一方、「総合調整」権限は、各情報部門を統合することができる。

したがって、現在の内閣情報調査室は、インテリジェンス・コミュニティを統括する権限を有していない。そのため、我が国のインテリジェンス・コミュニティは、緩く縦割り（いわゆる「ストーブパイプ」）で連合しているに過ぎないとも言われている。

(3) 政策決定者とインテリジェンスの結節点としての役割

内閣情報調査室は、インテリジェンス・コミュニティの代表者として、国家安全保障領域の政策部門と情報部門の結節点となっている。また、内閣情報調査室が事務を掌っている内閣情報会議及び合同情報会議も、政策部門と情報部門の結節点として機能している。

政策部門は、国家安全保障会議及び国家安全保障局が機能している。

(4) 内閣総理大臣官邸高官へのアドバイザー

内閣情報官は、内閣法の定めに従い、内閣総理大臣に加え、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監といった総理大臣官邸に座する高官へのアドバイザー（幕僚）として機能する。

(5) 同盟国及び同志国との安全保障協力におけるインテリジェンス領域の下支え

日米同盟は、我が国の安全保障の基軸である。前述のとおり、国家安全保障における国力発露の手段は DIME で構成されることから、その一角を占めるインテリジェンスを担う内閣情報官及び内閣情報調査室は、当然、日米同盟をインテリジェンス側面から支えている。

(6) 内閣情報調査室の職員

内閣情報調査室の内部職員は、国家公務員一般職（いわゆるノンキャリア）合格者のうち、旧帝国大学及び有名私立大学等を卒業した優秀な人材が、毎年十数人規模で内閣事務官として採用されている。

しかし、あくまで一般職（いわゆるノンキャリア）のみがプロパー職員として採用され、国家公務員総合職（いわゆるキャリア）合格者のプロパー職員はおらず、総合職はインテリジェンス・コミュニティの個別組織からの出向者のみで構成されている。

第2節 内閣情報会議・合同情報会議

インテリジェンス・コミュニティが一堂に会し、内閣の重要政策に関する中長期のインテリジェンスを議論する場として、「内閣情報会議」¹⁹及び「合同情報会議」²⁰が設置されている。

両会議は、内閣情報調査室が事務を担っている。

内閣情報会議は、閣議決定を設置根拠とした、次官級の会議である。内閣官房長官を議長とし、内閣官房副長官、内閣危機管理監、国家安全保障局長、内閣官房副長官補、内閣情報官、コア4省庁（警察庁長官、公安調査庁長官、外務次官及び防衛次官）及び拡大コミュニティ省庁（金融庁長官、財務次官、経済産業次官、海上保安庁長官）で構成される。

同会議は、国家安全保障を含む内閣の重要政策について、総理官邸と、外交、防衛及び治安等のインテリジェンスを担当する省庁が緊密に連携して情勢を総合的に把握することを目的としている。半年に1回程度開催され、政策部門による中長期の情報要求を行う役割とされている。

一方、合同情報会議は、内閣官房長官決裁を設置根拠とした、内閣情報会議の下に設けられた局長級会議である。内閣官房副長官（事務）が議長を担う。内閣情報会議からの情報要求を受け、情報評価書を作成し内閣情報会議に報告を行うことや、各省庁が収集整理した情報の交換を行うとされている。

第3節 内閣衛星情報センター

我が国の IMINT（Imagery Intelligence、画像情報）は、内閣情報官の下に置かれている内閣衛星情報センター（CSICE: Cabinet Satellite Intelligence Center）が担

¹⁹ 設置根拠：平成 10 年（1998 年）10 月 27 日 閣議決定、議長：内閣官房長官、レベル：次官級会議、開催頻度：半年に 1 回

²⁰ 設置根拠：昭和 61 年（1986 年）7 月 1 日 内閣官房長官決裁、議長：内閣官房副長官（事務）、レベル：局長級会議、開催頻度：毎週

っており、歴代所長は自衛官（ほぼ全員が防衛省情報本部長経験者）が担っている。

人工衛星を活用した国際情勢の監視は、昼夜を分かたぬ 24 時間の活動が求められる。しかし、現時点において、内閣衛星情報センターが 24 時間運用体制になっていないことは、我が国の安全保障において改善すべき点である。

第4節 警察庁警備局

インテリジェンスを担う警察組織は、警察庁警備局に加え、警視庁公安部、各道府県警察警備部公安課及び外事課等で構成される。

警察は、非軍事領域のインテリジェンス（Civil intelligence）、特に対内インテリジェンス（Domestic intelligence）を担っている。その中でも、防諜（Counter intelligence）の領域に強みを有している。

警察庁については、いわゆる「**警備警察**」である警察庁警備局の中に、「**公安警察**」の一部門たる「**外事警察**」として外事情報部が設置されている²¹。外国勢力に対する防諜を担うのは、主に外事警察だが、実際には、外国勢力×国内団体という構図や、外国勢力×国内世論操作といった構図も存在するため、公安警察と外事警察は密接に関連している（例：外国政府が日本国内の政治運動を支援→外事（外国勢力）+公安（国内団体）。したがって、両者が総合的に我が国の防諜を担っていると言える²²。

外国勢力に対する防諜活動の最前線で活動する外事警察には、本来備えていなければならないはずの明確な「防諜法」が存在しないことから、既存の関係法令を組み合わせて運用しているのが現実である。

また、防諜活動を行うにあたり、我が国国内において、誰が外国勢力の利益を代表する者（エージェント）であるのか、公的に特定及び認識することが困難な状況にある。

²¹ 警備警察、公安警察及び外事警察の包含関係は、「警備警察⊃公安警察⊃外事警察」である。

²² 我が国の防諜は、狭義には外事警察が、広義には外事警察及び公安警察が担っている。

表：公安警察と外事警察の区分け

| | 公安警察 | 外事警察 |
|------|-----------------------------|--|
| 対象 | 国内勢力 | 外国勢力 |
| 目的 | 国内治安・体制維持 | 防諜・対外脅威対処 |
| 活動領域 | 内政・治安 | 外交・安全保障 |
| 主な相手 | 過激派（極左・極右・テロ組織）等 | 外国情報機関・外国政府スパイ・外国人・外国系団体等 |
| 主な任務 | 内乱・騒擾・テロの未然防止、破壊活動・暴力革命の監視等 | 防諜、スパイ活動の摘発、外国勢力による内政干渉の監視、在日外国公館・要人の動向把握、経済安全保障（先端技術流出防止等）等 |
| 法的基盤 | 警察法、刑法、警察官職務執行法等 | 明確な「防諜法」は存在しない。既存の関係法令を組み合わせて運用しており、あるべき法が欠落している状態。 |

第5節 外務省国際情報統括官組織

外務省国際情報統括官組織は、軍事領域及び非軍事領域のインテリジェンス（Military and Civil intelligence）、特に対外インテリジェンス（Foreign intelligence）を担っている。

「国際情報統括官組織」は、かつては「国際情報局」であった。しかし、国際社会においてテロ事案等が増加し、邦人保護の重要性への認識が高まっていた2004年、当時の領事移住部が「領事局」に格上げされた。それに伴い、「国際情報局」を「国際情報統括官組織」に変更し、局の枠を空けたのである。

国家行政組織法は、我が国政府の「省」の中に、官房、局及び部（「庁」には、官房及び部）を設置することを定めている²³。また、当該官房及び局の数は、政府全体

²³ 国家行政組織法第7条

省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

で97以内と定められていることから、上限のキャップが決まっている²⁴。したがって、政府の組織改変は「スクラップ・アンド・ビルド」が原則である。

また、行政機関の職員の定員に関する法律（通称：総定員法）は、おおよそ政府の文官の常勤職員の定員総数の上限を、33万1984人と定めている²⁵。

このように、「局を作る自由」を無制限には認めず、かつ「人を増やす自由」も別途厳格に縛ることで、行政の肥大化を二方向から抑制する仕組みを採用している。

インテリジェンスの観点からの外務省の強みは、①在外公館を有していること、②語学のスペシャリスト（地域専門家）を養成していること、③外交公電を有していること等が挙げられる。

国際情報統括官組織は、上記の外務省の強みを活かし、在外公館から送信されてくる外交公電を主な情報源として情報収集・分析を行う点が、他の機関と比べた際の比較優位である。一方、同組織の要員は、あくまで外務省全体の人事の一環で同組織に一定機関勤務することから、インテリジェンスの専門家を組織的に養成しているわけではないとも言える。

第6節 法務省公安調査庁

公安調査庁は、非軍事領域のインテリジェンス（Civil intelligence）、特に対内インテリジェンス（Domestic intelligence）を担っている。その中でも、諜報（Intelligence collection）の領域に強みを有している。また、公安調査庁が使用するインテリジェンスに関する主な手法は、HUMINT（人的情報）である。

特に、公安調査庁の特性は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下、「団体規制法」という。）に基づく「**団体規制**」である（団体に属さない個人は対象外）^{26,27}。前者は、団体の活動として暴力主義的破壊

²⁴ 国家行政組織法第23条

第7条第1項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第17条第1項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、97以内とする。

²⁵ 行政機関の職員の定員に関する法律第1条

内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、33万1984人とする。

²⁶ 公安調査庁設置法第3条

²⁷ 公安調査庁の調査対象団体は、第71回国会参議院法務委員会（昭和48年2月27日）における川井英良公安調査庁長官による答弁によれば、次の16団体：①日本共産党、②在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）、③護国団、④全日本学生自治会総連合（全学連）、⑤共産主義青年同盟（共青）、⑥共産主義者同盟（共産同）、⑦大日本愛国党、⑧大日本愛国青年連盟、⑨国民同志会、⑩日本同盟、⑪関西護国団、⑫日本塾、⑬革

活動を行った「破壊的団体」を規制する。後者は、団体の活動として役職員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう）又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、「無差別大量殺人行為を行った団体」を規制する。また、公安調査庁は、規制のための調査及び団体の処分請求の権限も有している。

公安警察との所掌の重複も指摘されるが、警察は法執行機関である一方、公安調査庁は「破壊的団体」及び「無差別大量殺人行為を行った団体」に対する調査活動を実施し、おおよそ HUMINT に特化してインテリジェンス活動を行なっていることが特徴的である。

第7節 防衛省情報本部

防衛省情報本部は、軍事領域のインテリジェンス（Military intelligence）を担っている。自衛隊の情報幕僚としての最高位が、防衛省情報本部長（将）である。

戦後に自衛隊が創設されて以降、インテリジェンスの中心的役割を果たしていたのは陸上自衛隊であり、組織上は陸上幕僚監部第二部が主体であった。戦後の冷戦期は、ソ連をはじめとする共産圏に対するインテリジェンス活動を中心的業務としていた。

防衛省（旧防衛庁）の情報機能は、上記の陸上幕僚長隷下であったものが、1997年に統合幕僚会議隷下の「情報本部」が創設され、2005年には防衛庁長官直轄となり、現在の防衛大臣直轄の組織へと繋がっている。

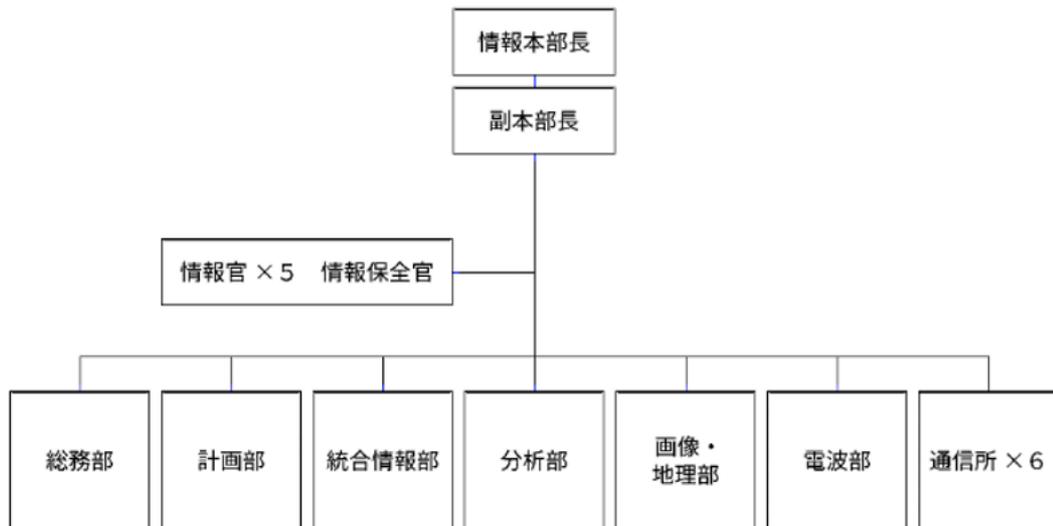
情報本部は、総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部及び通信所で組織されている。その多くの要員が電波部に所属しており、**我が国最大の SIGINT 機関**である。

また、防衛省のインテリジェンス機能として、防衛駐在官が HUMINT を含む重要な役割を果たしている²⁸。

命的共産主義者同盟全国委員会（中核派）、¹⁴日本革命的共産主義者同盟（革共同）、¹⁵革命的労働者協会（革労協）、¹⁶日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（革マル派）

²⁸ 令和8年2月6日現在、103大使館6代表部（うち在勤53大使館2代表部）に合計80名の防衛駐在官を派遣（出典：防衛省ホームページ <https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/chuuzaikan/index.html>）

図：防衛省情報本部の組織図²⁹



²⁹ 防衛省情報本部の組織 <https://www.mod.go.jp/dih/about/organization.html>

第8節 国際テロ情報収集ユニット

2015年1月、イラク・レバントのイスラム国（ISIL）による邦人殺害事件が発生した。その教訓として、外務省に「国際テロ情報収集ユニット」（CTU-J: International Counter-Terrorism Intelligence Collection Unit）が設置されるとともに、内閣官房に「国際テロ情報集約室」³⁰が設置された。前者が実行部隊で、後者が司令塔である。CTU-Jは、組織図上は外務省総合外交政策局に位置するものの、実質的には内閣情報調査室の指揮下にある。

CTU-Jの任務の対象範囲は国際テロ情報に限られているが、**海外におけるインテリジェンスに特化した組織である点は、我が国の戦後のインテリジェンスの歴史において画期的である。**

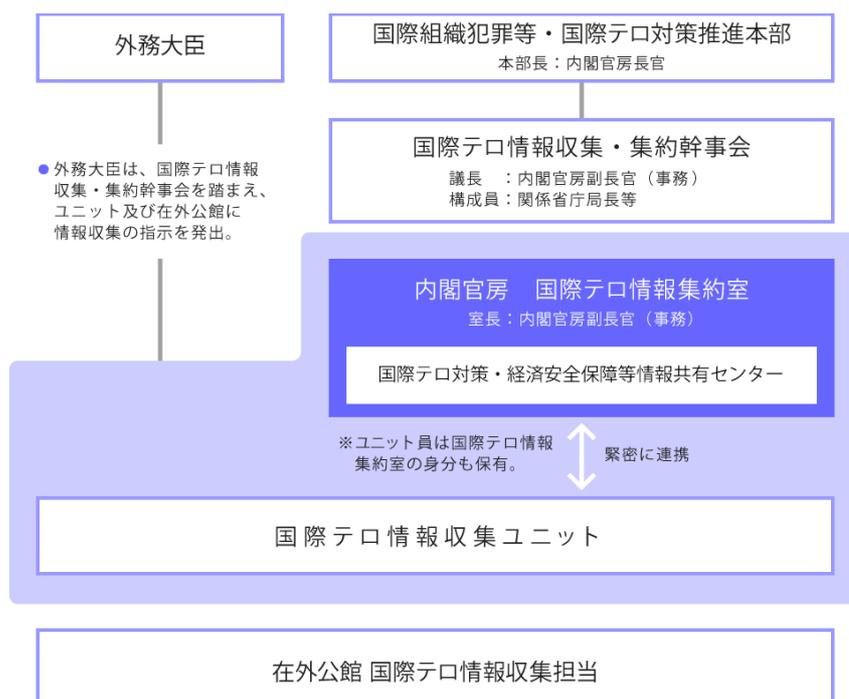
現時点で、我が国には、諸外国において当然存在している「対外情報庁」（Foreign Intelligence Service）が存在していないことは、我が国の安全保障にとって致命的であり、インテリジェンス能力強化の観点で最重要の課題である。

しかし、**単にCTU-Jの規模を拡大したからといって、HUMINTを主な手段とする対外情報庁になるわけではない点には、注意が必要である。**

また、情報要員が国内外で活動するにあたり、身分偽装を行うことも想定される。しかし、我が国の現在の法体系では、**身分偽装の際の要件及び要員の保護等に関する法定化**がながされておらず、早急に対策が必要である。

³⁰ 2015年12月4日内閣総理大臣決定

図：国際テロ情報集約室及び国際テロ情報収集ユニットに関する組織図³¹



第9節 監督機関

(1) 国会による統制

国民の代表から構成される国会によるインテリジェンス機関に対する民主的統制は、民主主義国家である我が国においては不可欠である。

我が国では、衆参両院に「情報監視審査会」³²が設置されている。情報監視審査会は、特定秘密及び重要経済安保情報の運用等について調査及び審査を行っている。したがって、インテリジェンス・コミュニティが行うそれ以外のインテリジェンス活動等は対象としていないことから、政府のインテリジェンス活動に対する立法府の民主的統制は十分とは言い難い状況にある。

³¹ 内閣官房内閣情報調査室. 『国際テロリズムに対する取組 ～テロの未然防止に向けて～』.

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jyouhoutyousa/terrorism_torikumi.html

³² 国会法第 102 条の 13 は、情報監視審査会の目的として、行政における以下の活動に対する調査及び審査を挙げている。

- 特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査
- 重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査
- 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査

但し、特定秘密保護法に伴い情報監視審査会を創設するための国会法改正の際、同法の附則（検討規定）において、いわゆる対外情報庁の創設時には情報監視審査会がその監督を行うことが定められた³³。

(2) 行政府による統制

内閣府は、独立公文書管理監及びその事務を行う情報保全監察室を設置している³⁴。独立公文書管理監及び情報保全監察室は、各行政機関の長による特定秘密及び重要経済安保情報の指定及び解除に関する適正性を監察している。

しかし、あくまで上記の限定的な内容を所掌としているに過ぎず、インテリジェンス活動全般を監察する責務を負っているわけではない。

個別機関としては、防衛省には防衛監査本部が、警察庁には首席監察官が設置されている。

第4章 国家秘密に関する現状

第1節 国家秘密に対する防諜法規

我が国には、国家公務員法や自衛隊法に加えて、特定秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法等、いわゆる「国家秘密」³⁵の情報漏洩に係る法律が存在している。更に、インテリジェンスに関する国家機能に係る既存法令³⁶は多岐にわたっている。

欧米主要国（米国、英国、仏国及び独国等）は、「スパイ防止法」などの「スパイ」を冠に据えた法律を有しているわけではなく、各国の刑法及び公務秘密法等によって外国勢力による諜報活動を処罰している。

³³ 国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）附則（検討）

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な**海外の情報**を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

³⁴ 特定秘密の保護に関する法律 附則第9条

政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

³⁵ 「秘密」と「機密」の違いについて、特段、法令上の定義はない。

³⁶ 我が国の関係法令（刑法を除く）：特定秘密保護法、公益通報者保護法、個人情報保護法、共謀罪法、国会公務員法、地方公務員法、関税法、検疫法、外国人登録法、出入国管理令、自衛隊法、防衛生産基盤強化法、日米秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法、不正競争防止法、外為法、サイバーセキュリティ基本法、不正アクセス禁止法 等

なお、1985年（昭和60年）に議員立法によって考案された「国家秘密に係る行為等の防止に関する法律案」（以後、「昭和60年スパイ防止法案」という。）の内容は、それ以降に我が国において成立した特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法等に包含される項目も多く、昨今注視されている民間の産業スパイ活動（情報漏洩等）やサイバー犯罪（サイバー攻撃やサイバーテロ）等を網羅するものとはなっていない。

現在の特定秘密保護法等は、罰則が軽微なものに留まっている。具体的には、特定秘密保護法第7章が定める罰則は、最大で10年以下の拘禁刑である。

しかし、特定秘密の漏洩情報によっては、例えば軍事情報であれば、自衛官等が大量に死ぬこともあり得、また、国民の生命財産に甚大な被害が出ることもあり得ることに鑑み、厳罰化が必要である。

第2節 国家秘密の指定の範囲

我が国のインテリジェンス・コミュニティへのヒアリングを通じ、**いわゆる「国家秘密」の制度の運用全般を横断的又は包括的に所掌する担当部局が政府内に存在しないのが現状である³⁷**。

また、指定を受ける我が国の秘密情報の範囲について、必要十分な幅となっていない可能性があり、全体像の精査が必要である。

³⁷ 国家の運営に関わる秘匿すべき重要情報と言えるものは、特定秘密（特定秘密保護法）、重要経済安保情報（重要経済安保情報保護活用法）、特別防衛秘密（日米秘密保護法）、防衛省秘（防衛省秘密保全に関する訓令）、装備品等秘密（防衛生産基盤強化法、防衛省秘密保全に関する訓令）、公務上の秘密（国家公務員法、地方公務員法）、営業秘密（不正競争防止法）等が挙げられる。

第2部 21世紀の国家安全保障とインテリジェンス

構想（組織編）

我が党は、提言『21世紀の国防構想と憲法改正』（令和7年9月18日、憲法改正調査会及び安全保障調査会）において、以下のとおり、防衛構想、同盟構想及び国防構想について規定した。

戦後80年を経て、我が国国内の状況、同盟国たる米国の状況及び国際社会の安全保障環境の変化に鑑み、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化の観点から、我が国の国防構想を新たな次元へと進めるときが到来している。

「永遠の同盟というものはなく、永遠の敵というものもない。国益のみが永遠であり、追求する責務を負うものである」という英国パーマストン首相の言葉通り、国際社会の外部環境が変化すれば、我が国の内部構造たる「防衛体制」も変化し、新たな「**防衛構想**」が必要となる。また、内部と外部を接続する役目を果たす「安全保障協力（同盟体制含む）」も変化し、新たな「**同盟構想**」が必要となる。結果、これらを総合した全体としての「国防体制」を転換するため、新たな「**国防構想**」が必要となることは自明である。

我が国の国防構想は、①自主防衛（我が国の防衛）、②日米同盟（集団防衛）、③地域の安全保障協力（同志国連携）、④国連集団安全保障体制の4層構造から成立している。

内部構造としての防衛体制は、憲法及び財政に規律される。

内部構造及び外部環境の接続としての安全保障協力（同盟体制含む）は、日米同盟を核としつつ、同盟の拡大、同志国連携の深化といった形式が考えられる³⁸。

したがって、日本維新の会は、我が国の自律的な防衛力の増強、日米同盟の深化並びに新時代における同盟及び安全保障協力の拡大を行うための施策を実行する。同時に、抑止力の実効性を向上させながら、自衛隊との共同使用等を通じて我が国における米国占領時代の残滓としての基地負担を軽減させ、「自立した国家」としての歩みを進める施策を実行する。

³⁸ 昨今の国際安全保障環境の悪化に伴い、多国間連携（Multilateral）ではなく、同志国連携（Minilateral）が進展している。同志国連携（Minilateral）とは、二国間（bilateral）と多国間（multilateral）の中間に位置する形態である。国連、世界貿易機関（WTO）及びG20等の大規模な多国間連携の枠組みが機能不全に陥る中、少数の参加国による実効性の高い政策協力とされている。

これらは、国力発露の手段たる「DIME」の中で、外交（D）及び軍事（M）に相当する部分を表している。その上で、本提言において示すのは、情報（I）に相当する部分としての「**インテリジェンス構想**」である。

我が党は、「自立した国家」として、**リアリズム**及び**国際標準**の考え方に基づく国家安全保障体制を志向する。国家作用としてのインテリジェンスは、**インテリジェンスに関する3機能×2領域を包括的に保持することが国際標準**である。一方、我が国では、3機能×2領域が虫食い状態にしか整備されていない状況にある。

したがって、リアリズム及び国際標準の考え方にに基づき、以下の通り「インテリジェンス構想」を提言する。

第1章 統括組織

第1節 国家情報会議の創設

(1) 国家情報会議・合同情報委員会の必要性

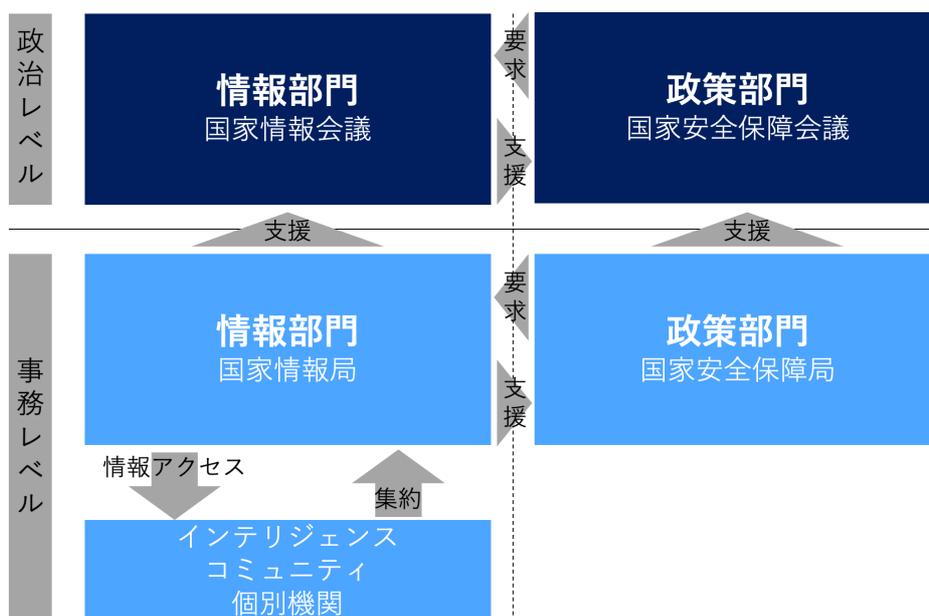
我が国のインテリジェンス能力強化のために、法的な設置根拠を有さない内閣情報会議を発展的に解消し、「**国家情報会議**」(NIC: National Intelligence Council)を**設置する法律を制定**する。

国家情報会議は、内閣総理大臣を議長とするインテリジェンスに関する閣僚級の会議とし（次官級の内閣情報会議からの格上げ）、政策部門と情報部門の結節点とする。

同時に、各省庁間の意見交換の場に留まっている現在の「合同情報会議」については、インテリジェンス・コミュニティの縦割り排除を徹底するため、国家情報会議の下で実務を担う政府高官（局長級等）により構成される会議体として、国家情報局長を議長とする「**合同情報委員会**」(JIC: Joint Intelligence Committee)に改組する。同委員会は、省庁横断的な情報の収集、分析及び伝達等の計画及び運用についてインテリジェンス・コミュニティ内で常時協議し、連携する場とする。

国家情報会議及び合同情報委員会の事務は、国家情報局が担うこととする。

図：政策部門と情報部門の区分け



(2) 国家情報会議の構成員

国家情報会議は、重要なインテリジェンスの収集及び分析業務を行う機関を指揮監督する閣僚によって構成されることとする。

それにより、強い政治のリーダーシップの下、政府統一的なインテリジェンス活動の方針決定や、重要な事案に関する総合的な情報収集、分析及び評価を実施することにつながる。

(3) 情報要求権

国家のインテリジェンス活動は、「情報要求」から始まり、インテリジェンス・サイクルを恒常的に回転させることが不可欠である。

最高位のインテリジェンス・カスタマーは、内閣総理大臣である。同時に、内閣総理大臣は、インテリジェンス・コミュニティの統括者でもある。

安全保障政策を統括する国家安全保障会議からの情報要求を受ける同等の格付けの組織として国家情報会議を設置する。その際、各情報機関が保有するあらゆるアセットが動員されたオールソース・アナリシスを行い、適時的確な情報の分析評価を行うためには、情報の集約の確保が肝要である。したがって、政府におけるイン

テリジェンス・サイクルが効果的に機能するよう、同会議が各情報機関に対し情報要求を行う権能を「**情報要求権**」として**内閣総理大臣に付与**することを法定化することにより、それを制度的に担保することが必要である。

(4) 総合調整権及び情報アクセス権

内閣情報調査室を国家情報局に格上げするにあたり、インテリジェンス・コミュニティにおける各個別機関の独立性を維持しながら、インテリジェンス・コミュニティ全体で情報が共有され、統合される仕組みを担保するためには、国家情報局の統括権限強化が必要な点に鑑み、内閣情報調査室に付与されている「連絡調整」権を改め、**国家情報局に「総合調整」権を付与**する。

また、その実効性担保措置として、**内閣総理大臣に「情報アクセス権」を付与**する。各個別機関は、情報アクセス権に基づく求めに応じ、情報を提供せねばならない。国家情報会議が各個別機関から提供を受けた情報等について、同会議の事務局たる国家情報局が、それらを総合的に整理及び処理することとし、これにより、中長期的なトレンド分析や重要事案に関するオールソース・アナリシスの実施等を通じて、同会議を着実に補佐できるようにする。

(5) 国家情報局の報告に関する審議及び決定

国家情報局は、インテリジェンス・カスタマーたる内閣総理大臣及び内閣官房長官等からの情報要求及び国家情報会議等を通じて、様々なインテリジェンス活動に従事する。

民主主義国である我が国において、国家情報局による国内外の情勢分析及び評価は、インテリジェンス・カスタマーである内閣総理大臣のみならず、国民の代表者たる国会に対しても一定の内容を報告書として提出し、透明性を確保せねばならない。しかし、その場合にも、自由と安全の制度的均衡を担保する必要があることから、当該報告書の公開又は非公開について留意せねばならない。

国家情報局が作成し、**国家情報会議が審議及び決定する文書について、最も重要なものは、「国家情報戦略」(National Intelligence Strategy)である。**

それ以外の文書については、米国政府の例を参考に以下のようなものが想定されるが、詳細は政府における今後の検討事項である。

- ① 内閣総理大臣ブリーフ（PDB: Prime Minister’s Daily Intelligence Brief）
- ② 国家情報評価（NIE: National Intelligence Estimates）
- ③ 年次脅威評価報告（ATA: Annual Threat Assessment）
- ④ 国家情報戦略（NIS: National Intelligence Strategy）

表：インテリジェンスに基づく情勢分析に関する報告書の類型（例）

| | 総理ブリーフ (PDB) | 国家情報評価 (NIE) | 年次脅威評価報告 (ATA) | 国家情報戦略 (NIS) |
|--------------|---------------------|--|-------------------------|---------------------------|
| 目的 | 国内外における脅威事案の日々の情勢把握 | 個別事項に対する精緻な分析・評価 例：特定国の核開発状況、特定国の政権の情勢、戦争の兆候等 | 我が国に対する国内外の脅威の状況把握 | インテリジェンス・コミュニティ（IC）の戦略的指針 |
| キークエス ション | 総理は本日何を 知べきか？ | 事象 A への最適 な対策は何か？ | 何の脅威が差 し迫っているの か？ | IC は今後何に 取り組むべきか？ |
| 時間軸 | 短期（日単位） | 中期（対象事案 により様々） | 中期（毎年） | 長期（複数年） |
| 公開性 | 秘 | 秘 | 公開 | 公開 |
| 作成者 | 国家情報局 | 国家情報局 | 国家情報局 | 国家情報局 |
| カスタマー | 総理大臣 | 政府 | 政府・国会 | 政府・国会 |

DIME のうち、軍事（M）領域においては、「国家防衛戦略」に基づく「防衛力整備計画」が公開されている。

この例に倣い、情報（I）領域においても、「国家情報戦略」に基づく「**情報力整備計画**」を策定（公開及び非公開の是非は問わない）し、確実なインテリジェンス能力強化に繋げるべきである。

現在、我が国におけるインテリジェンスに基づく情勢分析に関する報告書は、例えば以下が挙げられる。

- 公安調査庁：「内外情勢の回顧と展望」、 「国際テロリズム要覧」
- 外務省：「国際情勢の回顧と展望」
- 警察庁：「治安の回顧と展望」

国家情報局の創設にあたり、**インテリジェンス・コミュニティが発行しているこれら既存の報告書についても整理の上、報告書の体系を合理化**する必要がある。

第2節 国家情報局長・国家情報局の創設

(1) 国家情報局長及び国家情報局の必要性

我が国のインテリジェンスに関する統括機能を強化するため、内閣情報官及び内閣情報調査室を格上げし、**内閣官房に「国家情報局長」及び「国家情報局」を創設**する。その際、安全保障領域における政策部門及び情報部門を分離しかつ同列とするため、「国家情報局長」及び「国家情報局」は、「国家安全保障局長」及び「国家安全保障局」と同格とする。

インテリジェンス・プロバイダーとして統合的な役割を果たす国家情報局長は、**特定の省庁出身者の指定席とせず**、インテリジェンス・コミュニティ全体から、インテリジェンス活動の経験豊富な人物を任命せねばならない。

また、諸外国の情報機関の長の任期がおおよそ10年単位に及ぶこともある点は、各国情報機関との連携を深める意味で、国益上の重要な論点である。したがって、**我が国の国家情報局長の任期についても、一般的な国家公務員の2年サイクルの人事に倣うことなく、国益を重視した期間とすべき**である。

国家情報局長には、インテリジェンス・コミュニティにおける各省庁の**予算及び人事に関する調整権を付与**しなければならない。

さらに、国家情報局の組織設計に当たり、歴史的経緯及び昨今の安全保障環境を踏まえ、軍事インテリジェンスを扱う部門を強化し、それに長けた自衛官を登用することが肝要である。

(2) 内閣総理大臣及び内閣官房長官による政府全体の監督責任

日本国憲法第66条第3項³⁹に基づき、内閣は政府のインテリジェンス活動についても国会に対して連帯して責任を負っている。したがって、行政内部の民主的統制及び責任分担の観点から、インテリジェンスは政府全体の情報活動や国家戦略に係ること及びその活動の中核となる国家情報局を内閣官房に置くことに鑑み、内閣総理大臣と共に、内閣官房を統轄する内閣官房長官が、政府全体のインテリジェンス活動の推進に責任を負うべきである。

³⁹ 日本国憲法第66条第3項

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

(3) 情報要員の処遇

国家公務員は、総合職（いわゆるキャリア）と一般職（いわゆるノンキャリア）に大別される。現在の内閣情報調査室は、そのプロパー職員として一般職しか募集しておらず、総合職の職員は、各省庁からの出向者で構成されている。

国家情報局の創設にあたり、**国家情報局のプロパー職員は、総合職と一般職の両者を募集することとする**。その上で、創設時は既存のインテリジェンス・コミュニティの情報要員で充足する必要があることから、コミュニティ内から広く要員を募集すべきである。

その際、情報要員の業務の専門性及び特殊性に鑑み、情報要員の情報要員たる矜持を向上する観点から、インテリジェンスのスペシャリストについては現在の国家公務員の管理職への昇進及び報酬が連動している制度を適用せず、組織の管理職とならずとも高い専門性に依りて報酬が増加する（組織の管理範囲と報酬を連動させない）仕組みが必要である。したがって、専門性及び特殊性に富む情報要員のため、一般の国家公務員の**俸給表とは別建ての「情報要員俸給表」（仮称）を新設**する等、手厚い処遇を行うべきである。この根本的な処遇改善措置に加え、特別な危険や苦勞の伴う任務に従事する情報要員については、それに見合った充分な手当を設ける。

(4) 外国勢力からの影響工作への対処

我が国には、外国勢力からの Bot 等を使用した影響工作に組織的に対抗する機関がない。SNS をはじめとするインターネット上の影響工作や認知戦に関する烈度が高まる昨今、対抗機関の不在は、国益を毀損している。情報部門の国家情報局に設置するか、政策部門の国家安全保障局に設置するかについては、十分な検討が必要であるものの、**外国勢力からの影響工作や認知戦に対抗する部署を可及的速やかに新設**せねばならない。

ここで留意すべきなのは、外国勢力からの Bot 等を使用した影響工作については、そもそも AI 等の機械による偽情報の生成・増幅・拡散活動であり、人間による表現の自由の問題とはなり得ないことである。政府は、外国からの Bot 等による影響工作は表現の自由の問題とは全く無関係であることを踏まえ、対抗能力を大幅に強化せねばならない。

第2章 個別組織

第1節 対外情報庁の創設

戦後 80 年の長きにわたり、我が国に最も欠落していた機能を獲得すべく、独立した「**対外情報庁**」(**Foreign Intelligence Service**)を創設する。

独立した対外情報庁の創設にあたっては、既存の組織を発展的に解消し、活用することとする（スクラップ・アンド・ビルドを原則とする）。

対外情報庁は、①諜報、②防諜、③非公然活動の 3 機能を有し、軍事及び非軍事領域の対外情報を幅広く収集する機関とする。中心的な手法は、HUMINT であるが、それ以外にも SIGINT 等の様々な手法を活用し得る。

第2節 省庁横断的な情報要員養成機関の創設

現在、インテリジェンス・コミュニティで職務に従事する情報要員（インテリジェンス・オフィサー）については、各省庁が個別に採用し、個別に養成している。その上で、各省庁が組織的かつ体系的な教育訓練プログラムの態様は、組織によって異なる。現在、軍事インテリジェンス領域については、陸上自衛隊情報学校が存在する。

国家安全保障のために従事する情報要員の適正及び専門能力については、勤務する組織が異なろうとも、通底して必要となる基盤が存在する。

したがって、政府全体で情報要員を組織的に養成するため、国家情報局が中心となり、ソフトとしてはインテリジェンス・コミュニティ横断的な育成プログラムを開発及び実施し、ハードとしてはインテリジェンス・コミュニティ横断的な情報要員養成機関を創設する。

第3節 監督機関の強化

(1) 国会による統制

衆参両院に設置されている「情報監視審査会」は、特定秘密及び重要経済安保情報の運用等について調査及び審査のみを行っており、インテリジェンス・コミュニティが行うそれ以外のインテリジェンス活動等は対象としていない。

したがって、政府のインテリジェンス活動に対する立法府の民主的統制を強化すべく、**情報監視審査会の権限を強化**することも、今後の検討課題である。

前述のとおり、同審査会は、特定秘密保護法に伴い情報監視審査会を創設するための国会法改正の際、同法の附則（検討規定）において、いわゆる対外情報庁の創設時には同審査会がその監督を行うことが定められた点に鑑み、政府のインテリジェンス活動全体に対する民主的統制を担保するための機関たる正統性を有している。

(2) 行政府による統制

内閣府に設置されている独立公文書管理監及びその事務を行う情報保全監察室は、各行政機関の長による特定秘密及び重要経済安保情報の指定及び解除に関する適正性を監察のみを所掌とし、インテリジェンス活動全般を監察する責務を負っているわけではない。

現在、インテリジェンス・コミュニティを構成する防衛省には防衛監査本部が、警察庁には首席監察官が設置されている。インテリジェンス・コミュニティを構成する他の組織にも監査部門が必要か否かは、今後の検討課題である。

第3部 21世紀の国家安全保障とインテリジェンス 構想（活動編）

第1章 手法

第1節 SIGINT

現代の SIGINT は、伝統的な電波（無線）ではなく、インターネット通信が主体である。今や、インターネット領域の情報を効率的かつ効果的に収集できなければ、国家のインテリジェンスは機能しない。

したがって、インテリジェンス・コミュニティは、政府のサイバー・セキュリティ機関と密に連携しつつ、SIGINT 能力の大幅強化を行うべきである。

第2節 HUMINT

対外 HUMINT 機関が存在しないことは、我が国のインテリジェンスにおける最大の欠陥である。したがって前述のとおり、対外情報庁を創設する。同庁の HUMINT 能力強化のためにも、インテリジェンス・コミュニティ横断的な情報要員養成機関の創設は重要である。

また、HUMINT を行う情報要員が身分偽装を行う際の要件については法定化がなされていないこと等に鑑み、後述の「情報活動基本法」など、国家としてのインテリジェンス活動そのものを規定する法律が必要である。

第3節 OSINT

インターネット上における膨大な情報が溢れる現在、それら一般に広く公開されている情報の収集及び分析について、政府だけでは、国家として十分な OSINT 能力を獲得することは困難である。

したがって、国家としての OSINT 能力の向上のためには、政府機能を民間にまで拡張し、官民一体となった連携体制の確保が必要である。また、外国勢力からの認知戦の実態把握や、対策強化のためには、OSINT 能力向上のための AI 基盤の強化が必須である。

第4節 GEOINT

昨今、国家安全保障における民間技術及び分析力の台頭は、劇的である。特に、衛星画像の収集及び分析については、内閣衛星情報センターによる公的能力のみならず、商用ベースのアセットの使用によっても大きな効果が得られる。

したがって、国家としての GEOINT 能力の向上のためには、政府機能を民間にまで拡張し、衛星情報収集及び分析に係る官民一体となった連携体制を構築すべきである。

第2章 法律

第1節 情報活動基本法

我が国には、国家のインテリジェンス活動そのものを規定する法律が存在しない。情報の分析、情報要求、情報収集、情報処理、情報分析及び情報伝達にわたるインテリジェンス・サイクルを恒常的に回転させることを任務として政府に課しつつ、当該活動の範囲についてもネガティブ・リストで定義づける等、国家としての明確な意思を法律で定めることが重要である。

そのために、「情報活動基本法」を制定する。

第2節 防諜法規と秘密管理

我が国が厳格な「防諜法規」を具備することに反対する勢力は、我が国以外の全ての国家であるとも言える。したがって、防諜法規は、外国勢力から、我が国国民の生命及び財産並びに我が国の経済及び産業等を守るために必須である。

また、いわゆるスパイ活動に係る関係法規が多岐にわたり、複雑に絡み合っていることから、外国情報機関による諜報活動の現状を踏まえ、それを抑止するために不足している点がないかどうかを徹底的に点検する。その上で、不足部分が明らかとなれば、防諜機能を一層強化する観点から、「防諜法」(仮称)の制定について検討を加速化する。

また、政府内において、いわゆる国家秘密の制度の運用全般を横断的又は包括的に所掌する担当部局が存在しないのが現状である。新設される国家情報局が総合調整の役割を担い、例えば、指定を受ける我が国の秘密情報の範囲について、必要十分な幅となっていない可能性がある場合は、全体像の精査を行い、遺漏なき秘密指定を行うようにするなど、政府全体の整合性確保のための体制を構築する。

第3節 外国代理人登録法

政府が防諜活動を行うにあたり、我が国国内において、誰が外国勢力の利益を代表する者（エージェント）であるのか、公的に特定及び認識することが困難な状況にある。

したがって、外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者を透明化することを目的とし、「**外国代理人登録法**」（**FARA: Foreign Agents Registration Act**）を制定する。外国代理人登録法と後述のロビー活動公開法は、法体系として一対である。

国内で活動する「外国の利益を代表して活動する者（外国代理人）」は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。

第4節 ロビー活動公開法

外国代理人登録法の前段階として、国会及び政府等に対するロビー活動を透明化し、政治に対する国民の信頼を確保することを目的とし、「**ロビー活動公開法**」（**LDA: Lobbying Disclosure Act**）を制定する。前述の外国代理人登録法とロビー活動公開法は、法体系として一対である。

国内でロビー活動を行う個人又は団体は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める。

（なお、外国の組織の意向を受けたロビー活動について、例えば米国の法令では、ロビー活動公開法は政府系の代理と非政府系の代理を明確に区別するものとも言え、外国の政府又は政党を代理するロビー活動には外国代理人登録法が、その他の外国ロビー活動にはロビー活動公開法が適用されるとのことである⁴⁰。）

⁴⁰ 国立国会図書館調べ

第4部 おわりに

我が国日本は、「自立した国家」として、自らの足で立って日米同盟を支え、極東の戦略的安定を支え、世界の安全保障に貢献する。リアリズム及び国際標準の考え方に則り、21世紀の国家安全保障を見据えたインテリジェンス構想を具現化せねばならない。

国際社会の現実に、覚醒すべき時である。

本提言では、【統括組織編】として、統括組織について重点的に政策提言を行った。一方、個別組織及び活動については、本インテリジェンス分科会において更なる検討を行い、令和8年夏頃に新たな提言を行う。

政府は、本提言及び新たな提言を踏まえ、夏頃に有識者会議を設置し、連立政権合意書に基づく「令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する」等のインテリジェンス関連施策を具現化すべく、政策的な検討を加速化すべきである。

以上